

## 新型コロナウイルス感染症による影響に対する支援策(主なもの) (事業者のみなさま)【令和3年 11 月末現在】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者に対して下記の支援を行います。  
詳しくは、下記の相談窓口までお問合せください。

### ■国の支援策

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
1	国税の換価の猶予	収入が減少し、国税を一時に納付することにより事業継続又は生活の維持が困難な方で、要件に該当する場合は、税務署に申請することにより、原則として1年間納期を猶予し、猶予期間中の延滞金が軽減される制度です。	国税の納税義務者	国税局猶予相談センター 0120-683-754
2	法人税の申告期限延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、本来の申告期限に申告が困難な場合は、申告期限を延長することができます。	法人税の納税義務者	大東税務署 0854-43-2360
3	農の雇用事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆支援内容等 <ul style="list-style-type: none"> <li>●49歳以下の就農希望者を新規雇用する際の実践研修費等を支援</li> </ul> </li> <li>◆支援額等 <ul style="list-style-type: none"> <li>●支援上限額:97千円/月/人(最長2年間)</li> <li>●語学研修上限額:30千円/月/人 (最長6ヵ月・外国人限定)</li> </ul> </li> </ul>	経営体	島根県農業会議 0852-22-4471
4	鶏卵生産者経営安定対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆支援内容等 <ul style="list-style-type: none"> <li>●鶏卵の毎月の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合、標準取引価格との差額の一部を支援</li> <li>●鶏卵の毎日の標準価格が安定基準価格を下回った場合に成鶏処理費を支援</li> </ul> </li> <li>◆支援額等 <ul style="list-style-type: none"> <li>●補填基準価格と標準取引価格の差額の9割を補填</li> </ul> </li> </ul>	鶏卵生産農家	一般社団法人 日本養鶏協会 03-3297-5515
5	《資金繰り》 政府系融資(一般・生活衛生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症特別貸付</li> <li>・新型コロナウイルス対策マル経(衛経)融資</li> <li>・特別利子補給制度</li> <li>・セーフティネット貸付要件緩和</li> </ul>	中小企業 小規模事業者 個人事業者	中小企業金融 相談窓口 0570-783183
6	《資金繰り支援》 民間信用保証付融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の拡充 4号: R4.3.1まで 5号・危機関連: R3.12.31まで</li> </ul>	中小企業 小規模事業者 個人事業者	中小企業金融 相談窓口 0570-783183

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
7	《補助金》 中小企業等事業 再構築促進事業	<p>コロナ等による経済社会の変化に対応するために事業者            が実施する新分野展開、業態転換、事業・業種転換等の            取組に対し支援します。</p> <p><b>【補助要件】</b></p> <p>①(a)2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意            の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は            2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して            10%以上減少しており、(b)2020年10月以降の連続す            る6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コ            ロナ以前の3か月の合計売上高と比較して5%以上減            少していること。</p> <p>②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策            定すること。</p> <p>③事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%            （一部5.0%）以上増加又は、従業員一人当たり付加            価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加を達            成すること。</p> <p><b>【補助額】</b></p> <p>&lt;通常枠&gt;            従業員20人以下：補助額100万円～4,000万円            従業員21～50人：補助額100万円～6,000万円            従業員51人以上：補助額100万円～8,000万円            補助率：中小企業2/3（6,000万円超は1/2）            中堅企業1/2（4,000万円超は1/3）</p> <p>&lt;卒業枠&gt;            補助額6,000万円～1億円 補助率2/3</p> <p>&lt;グローバルV字回復枠（中堅企業）&gt;            補助額8,000万円～1億円 補助率1/2</p> <p>&lt;大規模賃金引上げ枠&gt;            ○上記①～③の要件に加え、事業場内最低賃金を年額45            円以上の水準で引き上げること及び従業員数を年率平            均1.5%以上（初年度は1.0%以上）増員させること。            従業員101人以上：補助額8,000万円～1億円            補助率：中小企業2/3（6,000万円超は1/2）            中堅企業1/2（4,000万円超は1/3）</p> <p>&lt;緊急事態宣言特別枠・最低賃金枠&gt;            ○緊急事態宣言枠：上記①～③の要件に加え、緊急事態            宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動            の自粛等により影響を受けたことにより、売上高が対            前年又は前々年の同月比で30%以上減少しているこ            と。</p> <p>○最低賃金枠：上記①～③の要件に加え、最低賃金+30            円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上い            ること及び売上高が対前年又は前々年の同月比で30%            以上減少していること。            従業員5人以下：補助額100万円～500万円            従業員6～20人：補助額100万円～1,000万円            従業員21人以上：補助額100万円～1,500万円            補助率：中小企業3/4 中堅企業2/3</p>	中堅企業 中小企業	事業再構築補 助金事務局コ ールセンター 0570-012-088

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
8	《補助金》 生産性革命推進事業	<p>新型コロナウイルス感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、テレワーク等に対応したITツールの導入等に対し支援します。</p> <p>1. ものづくり補助金 新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援 【補助率】 ・通常枠：中小 1/2 小規模 2/3 上限 1,000 万円 ・低感染リスク型ビジネス枠：2/3 上限 1,000 万円 【申請期間】 令和 3 年 12 月 1 日～令和 4 年 2 月 8 日</p> <p>2. 持続化補助金 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等を支援 【補助率】 ・通常枠：2/3 上限 50 万円 ・低感染リスク型ビジネス枠：3/4 上限 100 万円 【申請期間】 ・通常枠 7 次締切：令和 4 年 2 月 4 日 ・低感染リスク型ビジネス枠 5 次締切：令和 4 年 1 月 12 日</p> <p>3. IT導入補助金 ITツール導入による業務効率化等を支援 【補助率】 ・通常枠：1/2 上限 30～450 万円 ・低感染リスク型ビジネス枠：2/3 上限 30～450 万円 【申請開始】 5 次締切：令和 3 年 12 月中予定</p>	中小企業 小規模事業者	島根県中小企業団体中央会 0852-21-4809 雲南市商工会 0854-45-2405
9	《補助金》 事業承継・事業引継ぎ推進事業	<p>コロナ禍にあっても、地域の貴重な経営資源を散逸させることなく次世代へ引き継ぐため、事業承継・引継ぎ支援するとともに、事業承継後に行う新たな取組等を支援します。</p> <p>1. 事業承継・引継ぎ補助金 事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組（設備投資、販路開拓等）や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の一部を補助。 ①創業支援型：補助率 2/3 上限 400 万円 ②経営者交代型：補助率 2/3 上限 400 万円 ③M&amp;A型：補助率 2/3 上限 800 万円 ④専門家活用型：補助率 2/3 上限 400 万円 ※いずれも廃業を伴う場合は 200 万円を上限額に上乗せ</p> <p>2. 承継トライアル実証事業 後継者に求められる素養・能力と、それらを習得するために必要な後継者教育の型を明らかにするために実証事業が活用できます。</p>	中小企業 小規模事業者	中小企業庁 03-3501-5803

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
10	《助成金》 雇用調整助成金 (特例措置)	<p>経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練又は出向）を行い、従業員の雇用維持を図った場合に休業手当の一部を助成します。</p> <p><b>【助成額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休業手当に対する助成率：中小企業 4/5、大企業 2/3 (解雇等を行わない場合：中小企業 9/10、大企業 3/4)</li> <li>・労働者 1 人当たり上限 13,500 円/日</li> <li>・教育訓練を実施した場合、1 人 1 日当たり中小企業 2,400 円、大企業 1,800 円加算</li> </ul> <p><b>【緊急対応期間】</b> 令和 3 年 5 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日</p>	大企業 中堅企業 中小企業 小規模事業者	島根労働局職 業安定部助成 金相談センタ ー 0852-20-7029 ハローワーク 雲南 0854-42-0751
11	G o T o トラ ベル事業 一時停止中	<p>国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の 1/2 相当額を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給付額の 7 割を旅行代金の割引に、3 割を旅行先で使える地域共通クーポンとして付与。</li> <li>・一人一泊あたり 2 万円分が上限（日帰り旅行は 1 万円が上限）。</li> </ul>	観光業 運輸業 飲食業 宿泊業	G o T o トラ ベル事務局 0570-017-345
12	G o T o 商店街 事業 一時停止中	<p>コロナ禍に対応していくために商店街等が行うオンライン活用事業、新たな商材開発やプロモーション制作などを支援します。</p> <p><b>【対象事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者や生産者が地元や商店街の良さを再認識するきっかけとなるような商店街イベント等の実施。</li> <li>・地域の良さを再発見を促すような新たな商材の開発やプロモーションの制作。</li> </ul> <p><b>【補助上限額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1 者による単独申請：300 万円（200 万円まで定額）</li> <li>・2 者連携による申請：700 万円（300 万円まで定額）</li> <li>・3 者以上による申請：950 万円（500 万円まで定額）</li> </ul> <p>※定額を超える部分は 1/2 補助</p>	商店街、飲食 店街、温泉組 合等	中小企業庁 03-3501-1929

■島根県の支援策

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
1	県税の納税猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、県税の納税が困難な方で、要件に該当する場合は、申請することにより、原則として1年以内の期間に限り納期限の猶予(先延ばし)が認められます。	県税の納税義務者	東部県民センター 雲南事務所 0854-42-9520
2	法人県民税の申告期限延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、本来の申告期限内に申告が困難な場合は、申告期限を延長することができます。	法人県民税の納税義務者	東部県民センター 法人課税課 0852-32-5621
3	《資金繰り》 セーフティネット資金 <b>拡充</b>	新型コロナウイルス感染症に起因して売上高が減少している事業者に対する資金繰りを支援します。 【融資対象】 設備資金、運転資金(既往債務の借換可) 【融資期間】 12年以内(据置期間3年以内含む) 【融資限度額】 8,000万円 【融資利率】 年1.10%(責任共有外) 年1.25%(責任共有) 【保証料率】 年0.3% 【取扱期間】 令和3年4月1日～令和4年3月31日	中小企業者	島根県商工労働部中小企業課 0852-22-6204
4	《補助金》 新型コロナウイルス対応経営革新支援事業 <b>新規</b>	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者が、経営革新計画に基づき行われる新分野進出や新商品開発など、収益力の向上を図るに必要な設備導入や施設改修等を支援します。 【補助率】 上限1,000万円(下限100万円) ・中小企業者(小規模事業者以外) コロナ融資あり:1/2 コロナ融資なし:1/3 ・小規模事業者 コロナ融資あり:2/3 コロナ融資なし:1/2	経営革新計画の承認を受けている中小企業者	島根県商工労働部中小企業課 0852-22-5354
5	《補助金》 ものづくり産業事業再構築促進事業 <b>新規</b>	製造業者が行う新分野展開や業態転換など、事業再構築に伴う経営計画の策定を支援します。 【補助対象経費】 経営計画策定経費(市場調査費、専門家経費等) 【補助要件】 2020年4月以降の6ヶ月間のうち、売上高が低い3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月と比較して10%以上減少していること。 【補助率】2/3 上限200万円	県内製造業に取り組む中小企業者	島根県商工労働部産業振興課 0852-22-5293

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
6	《補助金》 しまね地域産業資源活用支援事業	地域産業資源を活用して新しい事業化への取組を進める事業者を支援します。 ①地域産業資源を活用してビジネス展開を目指す事業 【補助率】ソフト・ハード 1/2 上限 300 万円 【補助期間】単年度 ②商工団体等の支援を受けて業界等が連携して行う事業 【補助率】ソフト 2/3 上限 600 万円 【補助期間】2 年度以内 ③県内取引拡大を促進する事業 【補助率】ソフト 2/3、ハード 1/2 上限 400 万円 【補助期間】2 年度以内	中小企業者	島根県商工労働部中小企業課 0852-22-6204
7	《補助金》 ものづくり産業販路拡大支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響により、経済情勢の先行きが見通せない中、製造業者の受注量を確保していくため、販路拡大の取組を支援します。 ①ウェブ活用による展示会出展等を行う場合 【補助率】事業経費の 2/3 上限 100 万円 ②営業代行事業者等を活用する場合 【補助率】事業経費の 2/3 上限 100 万円 ③専門商社等が複数の製造業者の製品を展示会等に出展する場合 【補助率】出展経費の 2/3 上限 300 万円	県内製造業に取り組む中小企業者	島根県商工労働部産業振興課 0852-22-5293
8	《補助金》 貸切バスによる県民の県内移動支援事業	貸切バス・レンタルバスを用いて、県内の市町村をまたがる旅行や行事等に参加する場合に経費の一部を支援します。 【補助対象経費】 市町村をまたがる旅行や行事等で利用する貸切バス・レンタルバスの借り上げに係る経費 【補助額】 対象経費の 1/2 契約 1 件当たり上限 15 万円	県内に本店又は主な事務所を有する民間貸切バス事業者、レンタカー事業者	島根県地域振興部交通対策課 0852-22-5099
9	《補助金》 宿泊施設整備支援事業 <b>新規</b>	個室化やグランピングなどウィズコロナ時代における新たな宿泊需要に対応するために事業者が行う宿泊施設の整備を支援します。 【補助率】事業経費の 1/2 上限 1,000 万円	宿泊事業者	島根県商工労働部観光振興課 0852-22-6913

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口																						
10	《給付金》 飲食店等事業継続特別給付金 新規・拡充	<p>新型コロナウイルス第3波で感染拡大の主な起点とされた影響により売上が減少した飲食事業者の事業継続を支援します。</p> <p>【給付要件（要件緩和）】 直近期の総売上高（飲食店等営業以外も含めた総売上高）が、その前期または前々期と比較して減少、かつ次の①または②のいずれかを満たすこと</p> <p>① 飲食店等営業に係る売上高が、直近期とその前期または前々期を比較して20%以上減少</p> <p>② 飲食店等営業に係る売上高が、令和2年12月から令和3年3月までの間の任意の連続する2か月の売上高の合計と、前年同期間または前々年同期間の売上高の合計を比較して30%以上減少</p> <p>【給付額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年間の飲食店等営業に係る売上高</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">1 店舗あたり</td> <td>1,500万円未満</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>1,500万円以上2,000万円未満</td> <td>52万円</td> </tr> <tr> <td>2,000万円以上2,500万円未満</td> <td>64万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円以上3,000万円未満</td> <td>72万円</td> </tr> <tr> <td>3,000万円以上3,500万円未満</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>3,500万円以上4,000万円未満</td> <td>88万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">4,000万円以上</td> <td>96万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1事業者あたり上限</td> <td>160万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中小企業等事業継続特別給付金との重複受給は不可。</p>	年間の飲食店等営業に係る売上高		給付額	1 店舗あたり	1,500万円未満	40万円	1,500万円以上2,000万円未満	52万円	2,000万円以上2,500万円未満	64万円	2,500万円以上3,000万円未満	72万円	3,000万円以上3,500万円未満	80万円	3,500万円以上4,000万円未満	88万円	4,000万円以上		96万円	1事業者あたり上限		160万円	「飲食店営業」及び「喫茶店営業」の許可を受けている店舗（スーパーマーケット、コンビニ等を除く）	島根県事業継続特別給付金事務局 0120-168-025
年間の飲食店等営業に係る売上高		給付額																								
1 店舗あたり	1,500万円未満	40万円																								
	1,500万円以上2,000万円未満	52万円																								
	2,000万円以上2,500万円未満	64万円																								
	2,500万円以上3,000万円未満	72万円																								
	3,000万円以上3,500万円未満	80万円																								
	3,500万円以上4,000万円未満	88万円																								
4,000万円以上		96万円																								
1事業者あたり上限		160万円																								
11	《給付金》 中小企業等事業継続特別給付金 新規	<p>新型コロナウイルス感染症の長期化の影響により売上が減少した中小企業者等の事業継続を支援します。</p> <p>【給付要件】 事業に係る売上高が、令和2年12月から令和3年10月までの間の任意の連続する2か月の売上高の合計と、前年同期間または前々年同期間の売上高の合計を比較して30%以上減少（ただし、売上高を比較した前年同期間または前々年同期間の売上高の合計が40万円に満たない者及び主な収入が事業収入でない個人事業主を除く）</p> <p>【給付額】 40万円（1事業者あたり定額）</p> <p>※飲食店等事業継続特別給付金との重複受給は不可。</p>	中小企業者等	島根県事業継続特別給付金事務局 0120-643-026																						
12	《経済回復支援》 GoToイートキャンペーンし まね 拡充	<p>国のプレミアム食事券に県独自の支援策として、さらに購入額の20%を上乗せします。</p> <p>【1回の購入限度額・期間】 ※例：7,000円の食事券を購入する場合 国20%：1,000円＋県20%：1,000円の上乗せにより、自己負担額5,000円で購入できます。</p>	飲食事業者	島根県商工労働部しまねブランド推進課 0852-22-6397																						

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
13	《経済回復支援》 地酒と県産米を活用した観光誘客の推進 <b>新規</b>	「美肌県しまね」キャンペーンにおいて、地酒と県産米を活用した特典付きの宿泊プランを造成し、感染症の影響により落ち込んだ観光需要を下支えするとともに、県産品の需要を拡大します。	県内酒造業者等	島根県商工労働部観光振興課 0852-22-5625 農林水産部農畜産課
14	《経済回復支援》 “美肌県しまね”観光総合対策事業	新型コロナウイルス感染症収束後の観光需要の高まりを見据え、幅広い年代の女性をターゲットとした「美肌観光」を推進します。 ① “美肌県しまね”情報発信 ② “美肌県しまね”誘客促進	県内の観光施設	島根県商工労働部観光振興課 0852-22-5625
15	《経済回復支援》 しまねプレミアム観光券	県内の誘客と観光周遊を促すため、入場料や体験料に利用できる特典付き前売券を発行します。 【プレミアム観光券】 額面1千円の電子観光券を500円で販売 対象施設：利用登録した県内観光施設 利用期限：令和3年6月30日まで	県内の観光施設	島根県商工労働部観光振興課 0852-22-5625
16	《経済回復支援》 学生インターンシップ受入企業のスキルアップ事業 <b>新規</b>	新型コロナウイルス感染症の影響により、学生インターンシップが対面からオンラインに切り替わる中、受入企業に専門家を派遣し、オンライン化や改善に向けた取組を支援します。	県内事業者	島根県商工労働部雇用政策課 0852-22-5297
17	《経済回復支援》 デジタル利活用人材の育成 <b>新規</b>	新型コロナウイルス感染症の影響により、顕在化した企業におけるAIやICT化に対する知識を有する「デジタル利活用人材」の不足に対応するため、高等技術校において企業の社員を対象とした教育訓練を実施します。	県内事業者	島根県商工労働部雇用政策課 0852-22-5297
18	《経済回復支援》 外国人材受入企業支援事業 <b>新規</b>	外国人技能実習生等を受け入れる小規模事業者を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響により、入国時に必要となる一定期間の待機に要する宿泊費用の一部を助成します。 【助成額】1人当たり5万円	県内小規模事業者	島根県商工労働部雇用政策課 0852-22-5297

■雲南市の支援策

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
1	市税等の納税猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、市税等の納税が困難な方で、要件に該当する場合は、申請することにより、原則として1年以内の期間に限り、納期限の猶予(先延ばし)が認められます。	市税等の納税義務者	市民環境部 債権管理対策課 0854-40-1035
2	固定資産税の据え置き	固定資産税の評価替えの結果、課税標準額が上昇する土地について、令和3年度の課税に限り、令和2年度の税額に据え置きます。	固定資産税の納税義務者	市民環境部 税務課 0854-40-1034
3	法人市民税の申告期限延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、本来の申告期限に申告が困難な場合は、申告期限を延長することができます。	法人市民税の納税義務者	市民環境部 税務課 0854-40-1034
4	《補助金》 雲南市信用保証料補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、対象融資制度の融資を受けた事業者の方に信用保証料の経費の一部を補助します。 【対象融資】 島根県中小企業制度融資 島根県信用保証協会が取扱う保証融資(一部を除く) 【補助額】 対象融資の信用保証料の10/10以内 上限20万円	セーフティネット保証(4号・5号・危機関連)認定を受けた中小企業者	産業観光部 商工振興課 0854-40-1052 雲南市商工会 0854-45-2405
5	《補助金》 雲南市消費喚起・販売促進活動等支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者が、業況回復を目指し自ら取り組む消費喚起活動や販売促進活動に対し、その経費の一部を補助します。 【対象事業】 事業者自らがコロナ対策を講じて実施する消費喚起・販売促進活動等(飲食・物販イベント、販促チラシ・新聞折込、商談会出展、クーポン事業、新事業導入等) 【補助金額】 補助率:対象事業費の3/4 ○1事業者で実施する場合:上限20万円 ○3事業者以上で実施する場合:上限70万円 ※事業者が重複する場合制限あり 【事業計画期間】 令和3年4月中旬~12月31日	市内で事業所を構える中小事業者(一部対象外の業種あり)	産業観光部 商工振興課 0854-40-1052

No.	事業名等	支援の内容	対象者	相談窓口
6	《給付金》 雲南市事業継続特別給付金 <b>新規</b>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を特に受けている中小企業者の事業継続回復に向け、給付金を交付し支援します。</p> <p><b>【給付金額】</b></p> <p>① 島根県飲食店等事業継続特別給付金の要件に該当する（受給された）事業者：20万円</p> <p>② 島根県中小企業等事業継続特別給付金の要件に該当する（受給された）事業者：10万円 ただし、県給付金の創業特例等で10万円給付された事業者は5万円</p> <p>③ 島根県中小企業等事業継続特別給付金の同じ要件で売上要件の減少率が20%以上30%未満減少している事業者：20万円 ただし、創業特例等の場合10万円</p> <p>○加算金（家賃・借地料等加算） ・月額3万円（税抜）相当以上の家賃や借地料を支払っている場合：10万円加算</p> <p><b>【申請期間】</b> 令和4年2月28日まで</p>	<p>市内で事業所を構える中小企業者で、</p> <p>① 島根県飲食店等事業継続特別給付金の要件に該当する（受給された）事業者</p> <p>② 島根県中小企業等事業継続特別給付金の要件に該当する（受給された）事業者</p> <p>③ 島根県中小企業等事業継続特別給付金の同じ要件で売上要件の減少率が20%以上30%未満減少している事業者</p>	<p>産業観光部 商工振興課 0854-40-1052</p> <p>雲南市商工会 0854-45-2405</p>
7	《経済回復支援》 宿泊・観光消費喚起支援事業	<p>市内宿泊と観光消費の喚起策として、市内宿泊施設と市内観光施設で利用できるクーポン券（500円×8枚）を配布します。</p> <p>○クーポン券 （食事付きプランの宿泊料金6千円以上） 1泊当たり4,000円/人（連泊は初日のみ）</p> <p><b>【利用期間】</b> 令和3年11月1日～令和4年1月31日</p>	<p>市内宿泊施設及び観光施設</p>	<p>産業観光部 観光振興課 0854-40-1054</p>
8	水道料金・下水道使用料の支払猶予	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、一時的に料金の支払が困難になった場合、申請により最長で1年間支払を猶予（先延ばし）します。</p>	<p>全事業者</p>	<p>水道局 営業課 0854-42-5322</p>